

国立大学法人東京医科歯科大学利益相反マネジメントポリシー

平成21年11月12日
役員会承認

1. 趣旨

独創的かつ先端的な研究成果からイノベーションを創出していくことを求められている我が国にとって、知の基盤を支えている大学の役割はますます重要となっている。

また、イノベーション創出のために大学における研究成果を産学連携活動その他社会貢献活動（以下「産学連携活動等」という。）の一層の推進を通じて、広く社会へ発信し還元することが求められている。

一方、産学連携活動等が進み、技術移転の推進や兼業の規制緩和等を通じて民間企業と大学及び職員等との関係が深化してきたことにより、職員等と連携先企業等との関係で生ずる義務が職員等が大学から求められる義務と衝突すること（利益相反）も生じてきており、大学の教育・研究に与える影響にも配慮する必要も高まってきた。

このような状況の中、産学連携活動等を積極的に推進すればするほど利益相反問題が生じることが想定される。

国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）は、こうした大学を巡る状況に対応し社会からの信頼を損なうことなく産学連携活動等及び公正な医歯学研究を推進していくため、利益相反マネジメントポリシー（以下「マネジメントポリシー」という。）をここに定める。

2. 利益相反の定義

本学は、利益相反を次のとおり定義し、マネジメントの対象とする。

ア. 個人としての利益相反

役員及び職員（以下「職員等」という。）が産学連携活動等に伴って有する利益（実施料収入、報酬、未公開株式等をいう。）もしくは責務と、本学の職員等としての教育研究に関する本務が相反していると外部から見られかねない状況をいう。

①狭義の利益相反

職員等が産学連携活動等に伴って得る利益と、教育研究という本学における責任が相反している又は相反しているように見える状況をいう。

②責務相反

職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負い、かつ、本学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が相反している又は相反しているように見える状況をいう。

イ. 組織としての利益相反

本学が、次の各号に定める組織的産学連携活動等に伴って得る利益又は本学の組織的産学連携活動等に伴う責務と、本学の社会的責任が相反している又は相反しているように見える状況をいう。

- (1) 大学及び附属病院が実施主体となって受け入れる一定金額を超える収入（ただし、研究の実施に際して企業等から無償提供される薬剤・医療機器等や、研究員受け入れ等に係り支払われる費用等を除く）を伴う、産学連携活動等又は寄附金もしくは組織間連携（包括連携）。
- (2) 企業等への出資及びこれによる株式等の保有。

3. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 本学は、産学連携活動等による大学の研究成果の社会還元を積極的に推進する。
- (2) 本学は、職員等が公正かつ効率的に産学連携活動等に取り組めるよう利益相反に関する学内ルールを整備し、利益相反マネジメント体制を構築するとともに、職員等に対する啓発活動を積極的に行う。
- (3) 本学は、臨床研究の実施に際して、被験者の生命、健康、プライバシー及び尊厳を擁護し、かつ、社会からの信頼を損ねることがないように利益相反マネジメントの観点から十分に配慮を払う。
- (4) 本学は、利益相反マネジメントについて、企業等外部に対しても理解と協力を求め、利益相反に配慮しながら、円滑に産学連携活動等を推進する。
- (5) 本学は、社会に対する説明責任を果たすため、利益相反に関する情報を必要と認める範囲で公表する。

附 則

このポリシーは、平成21年11月12日から施行する。

附 則（平成29年4月13日制定）

このポリシーは、平成29年4月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。